

「子ども110番の家」への登録のお願い

地域の皆様には、日ごろから阿曾小学校の教育活動に、いつもご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、阿曾小学区の皆様で「子ども110番の家」にご登録いただけるご家庭、店舗、事業所の方がおられましたら、子どもたちの安全を共に守っていただけたらと思います。

ご賛同いただける方は、切り取り線以下をご記入の上阿曾小学校までお届けいただくか、電話、fax、メール等でご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、登録はいつでも受け付けておりますので遠慮なく阿曾小学校 教頭 までご連絡ください。

(TEL99-9100 fax99-8079 メール azosyo@azo-es.soja.ed.jp)

※「子ども110番の家」については、裏面の説明をご覧ください。

個人情報につきましては、「子ども110番の家」の登録等以外の目的以外での利用はいたしません。

-----切り取り線-----

「子ども110番の家」への登録受付用紙

★あてはまる()に○をご記入ください。

看板(黄色い用紙をラミネートしたもの)

①() 「子ども110番の家」に登録したい…ご自宅(新規に看板をお渡します。)

②() 「子ども110番の家」に登録したい…店舗・事業所(新規に看板をお渡します)



お名前とご住所のご記入をお願いします。

お名前【 _____ 】

ご住所【 総社市 _____ 】 お電話番号【0866- _____ - _____】

店舗・事業所名【 _____ 】

「子ども110番の家」とは 「子ども110番の家」 対応マニュアル（改訂版）

岡山県 岡山県警察本部 岡山県教育委員会より抜粋

子どもが登下校時などに「不審者からの声かけ、ちかん、つきまとい行為」等の被害を受け、身の危険を感じた時に、避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護して警察に通報（110番）する仕組み

※危険とは、犯罪に限らず、いじめや自然災害による被害も含まれます。

- 不審な人に声をかけられた
- 車にむりやり乗せられそうになった
- 知らない人に後をつけられた
- 交通事故にあった 等

◆その犯人（又は不審者）から逃れるための施設（一時避難所）

◆110番通報を行える施設（110番通報施設）

したがって「子ども110番の家」をお願いする施設の方に対しては、

- 一時避難してきた人を警察が到着するまでの間、同所で待たせていただく
- 警察への110番通報のために、電話を貸していただく、又はその人の代わりに110番通報していただくということをお願いするものであり、それ以上の負担を求めるものではありません。